

監査公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した、松原小学校体育館耐震補強等工事に係る監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成21年 7月28日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

工事監査結果報告書

1 監査対象工事の概要

(1) 建築工事

工事の名称	松原小学校体育館耐震補強等工事
工事の場所	敦賀市松島町27-22
工事請負金額	45,150,000円
工事期間	平成21年3月27日～平成21年8月31日
工事請負業者	株式会社 下畑組 代表取締役 下畑 武
設計業務委託業者	三浦一級建築士事務所
工事概要	敷地面積 12,897㎡ 体育館 RC造2階建て 1,208㎡ 壁面ブレース2面、屋根面ブレース32構面、開口閉鎖 1面 西妻面 RC 柱増設5か所、西妻面鉄骨梁コンクリ ート巻き1か所 外壁改修および吹付け、屋上防水改修
工事進捗状況	進捗率67.0% (計画65.0%) (平成21年6月24日現在)
所 管 課	建設部住宅政策課

2 監査実施日

平成21年6月24日

3 監査の方法等

松原小学校体育館耐震補強等工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に執行されているかどうかについて関係書類を調査するとともに、住宅政策課課長及び同課工事担当職員から説明を受けた後、工事現場の現地調査を行った。

なお、この監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求めて行った。

4 監査の結果

設計図書作成、工事の施工及び施工の監理等については、「協同組合総合技術士連合」から提出された公共工事技術調査報告書を総合的に検討した結果、

概ね適正に実施されていた。

なお、建築工事における技術士の所見として、次の指導を受けた。

1. 屋根面ブレースは2本1組により設計されており、このブレースはターンバックルにより緊張されている。2本1組にしているためその緊張度を同一にする必要がある。この緊張度を同一にする方法を検討することの指導を受けた。

2. 耐震壁の増設を行うためには、その周辺の柱梁にアンカーを打つ必要がある。このアンカーのため柱梁に穿孔するが、既存鉄筋に当たらないようにすることが必要である。穿孔前に鉄筋位置の調査をすることの指導を受けた。

また、軽易な事項については、その都度関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。